

改正後	改正前
目次 第一編 通則 第一章 第五章の二 (略) 第六章 健康の保持増進のための措置 第一節 作業環境測定(第四十二条の三―第四十二条の六) 第一節の二 第四節 (略) 第六章の二 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるとき) 第四十二条の五 法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の二第四項柱書(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の五において準用する場合を含む。) 、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。) 第五十二条の三の二第四項柱書、特化則第三十六条の三の二第四項柱書又は粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する場合であつて、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。 二 有機則第二十八条の三の二第五項柱書(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。) 、鉛則第五十二条の三の二第五項柱書、特化則第三十六条の三の二第五項柱書又は粉じん則第二十六条の三の二第五項柱書に規定する場合であつて、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。	目次 第一編 通則 第一章 第五章の二 (略) 第六章 健康の保持増進のための措置 第一節 作業環境測定(第四十二条の三・第四十二条の四) 第一節の二 第四節 (略) 第六章の二 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (新設)

三 特化則第三十八条の二十一第二項又は第四項に規定するとき

(法第六十五条の三第二項の厚生労働省令で定めるとき)

第四十二条の六 法第六十五条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、有機則第二十八条の三第二項若しくは第二十八条の三の二第三項(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)、鉛則第五十二条の三第二項若しくは第五十二条の三の二第三項、特化則第三十六条の三第二項若しくは第三十六条の三の二第三項又は粉じん則第二十六条の三第二項若しくは第二十六条の三の二第三項に規定するときとする。

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の二十二 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等(屋内作業場及び有機則第一条第二項各号に掲げる場所をいう。)とする。

(計画の届出等)

第八十六条 (略)

2 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

3 (略)

(様式の任意性)

第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、鉛則様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十

(新設)

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の二十二 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等(屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。))第一条第二項各号に掲げる場所をいう。)とする。

(計画の届出等)

第八十六条 (略)

2 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

3 (略)

(様式の任意性)

第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。)

八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

〔様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。〕